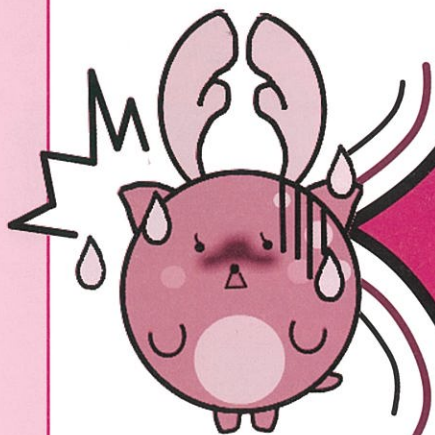
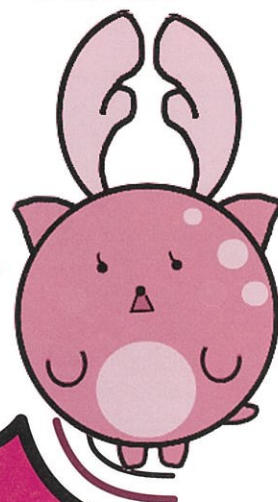


しっかり君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。

## はがきを使った 架空請求 再び急増!



不安になって、問い合わせをすると、「本人確認のため」といって、個人情報を次々と聞きだされてしまいます。



しっかり君

いったん提供してしまった  
個人情報は取り戻すことは  
できません。



一人で判断せず、  
慎重に対応しましょう。  
はがきだけでなくメールでの  
架空請求もありますよ。



うっかり君

※困った、どうしようと思ったら、※

消費者ホットライン

い や や  
☎ 188 (局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。



# 最優秀作品

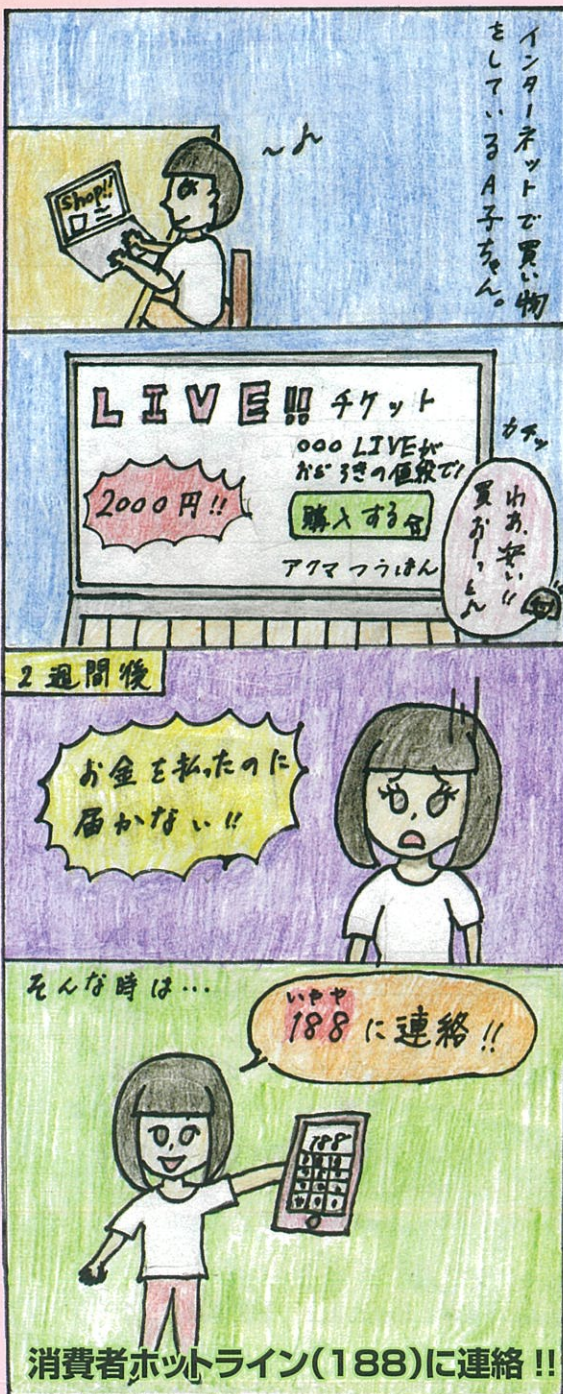
奈良県消費生活センターで、消費者教育・啓発に活用するためのイラスト・4 コマ漫画募集に、多数の応募ありがとうございました。最優秀作品を各1点、優秀作品を各2点決定しましたのでご紹介します。また、ここにご紹介した作品のほか、10 作品が奨励賞に選ばれました。

## 4コマ漫画部門



### 「インターネット通販の 悪魔に注意!!!」

郡山西中学校 3年  
中村 恵理さん



## イラスト部門

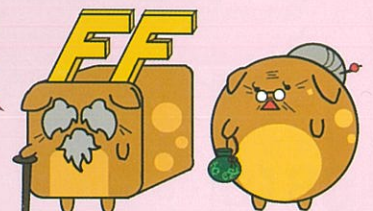


### 「困ったときには、『188』!!」

高円高等学校 2年  
岡村 美佐樹さん



みんな  
よく考えてるなあ!





# 優秀作品

## 4コマ漫画部門

優秀作品

### 「返信注意」

郡山西中学校 3年  
高橋 莉佳子さん

わかりやすいね!



優秀作品

### 「そのサイト信用できる?」

高円高等学校 2年  
今関 萌さん

僕も気を付けよう!

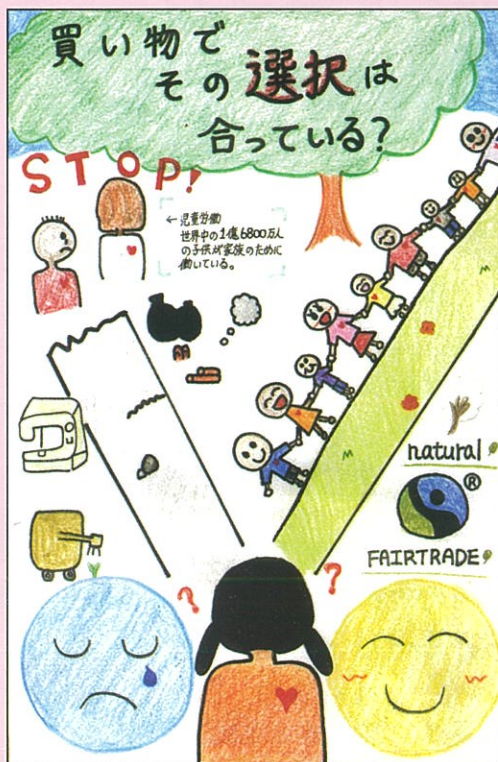


## イラスト部門

### 「私の進む道」

西の京高等学校 2年 鈴木 久好里さん

優秀作品



優秀作品

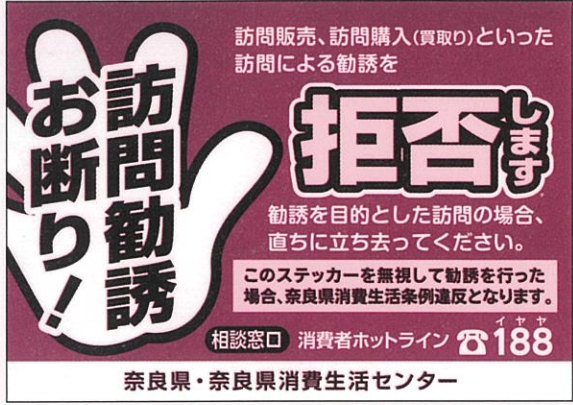
### 「嘘の情報に騙されていませんか?」

大和中央高等学校 3年 田口 玲奈さん





# 「訪問勧誘お断りステッカー」を活用しましょう!!

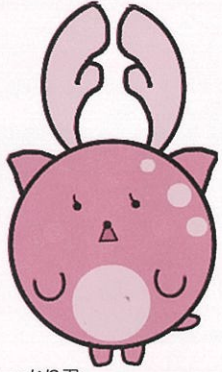


奈良県作成の「訪問勧誘お断りステッカー」

「訪問勧誘お断りステッカー」ってなあに?



うっかり君



しっかり君

「訪問勧誘お断りステッカー」というのは、訪問販売などの取引の勧誘をあらかじめお断りしたいと考えている消費者の方の意思表示を明確にするためのもので、奈良県や市町村、奈良県弁護士会で作成しているものだよ。

このステッカーに限らず、訪問販売を拒否する意思を示したもの（たとえば、「訪問勧誘おことわり」と書いた紙など）が貼ってあれば、それを無視して契約を勧誘することは、奈良県消費生活条例に違反することになるんだ。

## アドバイス

- 知らない人が訪ねてきたり、わからない用件の時は、すぐにドアを開けずに、ドア越しやインターホンなどで話を聞くようにしよう。
- 必要なければ「いいません。お帰りください。」とはっきり伝えよう。
- できるだけ一人で対応せず、困ったときは警察や消費生活センターに連絡しよう。
- もし契約してしまっても、クーリング・オフで契約をなかったことにできることもあるから、気軽に消費生活センターに相談してください。



きっちりパパ

まずは相談！  
ひとりで悩まずに、

**奈良県消費生活センター**

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルクア奈良2階

消費生活相談 ☎ 0742-36-0931  
月～金 9:00～16:30 年末年始、祝日は除く

消費者教育・啓発 ☎ 0742-32-0621  
(共 通) FAX 0742-32-2686

---

**奈良県消費生活センター中南和相談所**

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター3階

消費生活相談 ☎ 0745-22-0931  
FAX 0745-22-4999  
月～金 9:00～16:30 年末年始、祝日は除く

消費者ホットライン

いちゃ  
☎188